

東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報提供等の方法に関する告示案について

1. 背景

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成28年法律第42号）」が平成28年5月18日に公布されたところ。

同法の施行に伴い、東京湾海上交通センターが東京湾内における船舶交通を一体的に把握する必要があることから、東京湾内に所在する各港内交通管制室の機能を東京湾海上交通センターに集約することとしている。

2. 告示の概要

東京湾内の海上保安部署港内交通管制室が運用している千葉、東京十三号地、塩浜、本牧の各船舶通航信号所及び東京湾海上交通センターが運用している観音崎船舶通航信号所の機能を一つの船舶通航信号所に統合することとし、改正海交法の施行に合わせ、新たに横浜船舶通航信号所の運用を開始するところ。

船舶通航信号所は、航路標識法（昭和24年法律第99号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する航路標識であり、航路標識の設置、廃止又は現状に変更があったときは、法第15条の規定に基づき告示しなければならないことから、新たに設置される横浜船舶通航信号所の情報提供等の方法について定めるもの。

3. スケジュール

公 布 : 平成30年1月4日

施 行 : 平成30年1月31日